

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 手引き書

1. 目的

この手引き書は、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、迅速かつ効率的な実施体制を確保するため、別途定められている災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 実施要綱（以下「実施要綱」という。）および災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 実施要領（以下「実施要領」という。）に定められた手続きや申請資料等に関する留意事項や関係書類の記載例等を示すものである。

2. 採択要件について

- ・複数の事業主体が連携して本事業を実施しようとする場合、採択基準として、漂着量（1,000m³以上）と事業実施主体毎の事業費（200 万円以上）の両方を満たす必要があるので、確認すること。（実施要領 4 (1)）
- ・複数の海岸や沿岸を対象に本事業を実施する場合の沿岸区分は、「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針（海岸保全基本方針）」 二 の沿岸区分を参照すること。（別添－1）
- ・一般公共海岸区域における漂着流木等への対応が必要な場合は、海岸保全区域への漂着との連続性や海岸保全施設からの距離（1km 以内）を確認すること。（実施要領 4 (4)）

3. 状況報告について

- ・要領に基づいて行われる状況報告、事前協議、応急対策協議（以下「状況報告等」という。）は、災害（流木漂着等）の発生状況と事業実施の見込み等を確認するためのものであり、この段階で採択・事業費の決定とはならないことに留意すること。
- ・申請前の本事業への着手（応急対策の実施）にあたっては、状況報告の本省確認（応急対策協議）が必要である。
- ・なお応急対策は、漂着流木等を放置することにより背後の人家等への著しい被害を生ずる危険性が大きいと認められる場合は、漂着量が採択基準を満たさない時点であっても、予め本省と協議のうえ実施することができる（実施要領 6(1)）ため、必要に応じその旨を協議すること。（別添－2）
- ・複数の事業主体が連携して本事業を実施する場合は、関係する各所管省庁においてそれぞれ確認することが必要となるため、状況報告を同時期に確認できるよう調整すること。
- ・参考のため、状況報告等に必要となる標準的な資料の記載例を別添する。（別添－3）

4. 申請書類等について

- ・申請書類等は、それに基づき財務省協議や採択・事業費の決定が行われるものである。
- ・参考のため、申請書類等の標準的な構成と記載例を別添する。（別添－4）
- ・申請調書は、官積算の考え方に基づいて a 漂着量（体積）を基本として費用を積み上げる必要があり、その数量・費用の内訳の確認や、積算根拠として漂着量を把握した手法の確認に最低限必要となる根拠資料を参考資料としてあわせて提出を求めるものである。
- ・また、現場の状況に応じて適切な手法により数量確認を行うことが可能となるよう、一般的な

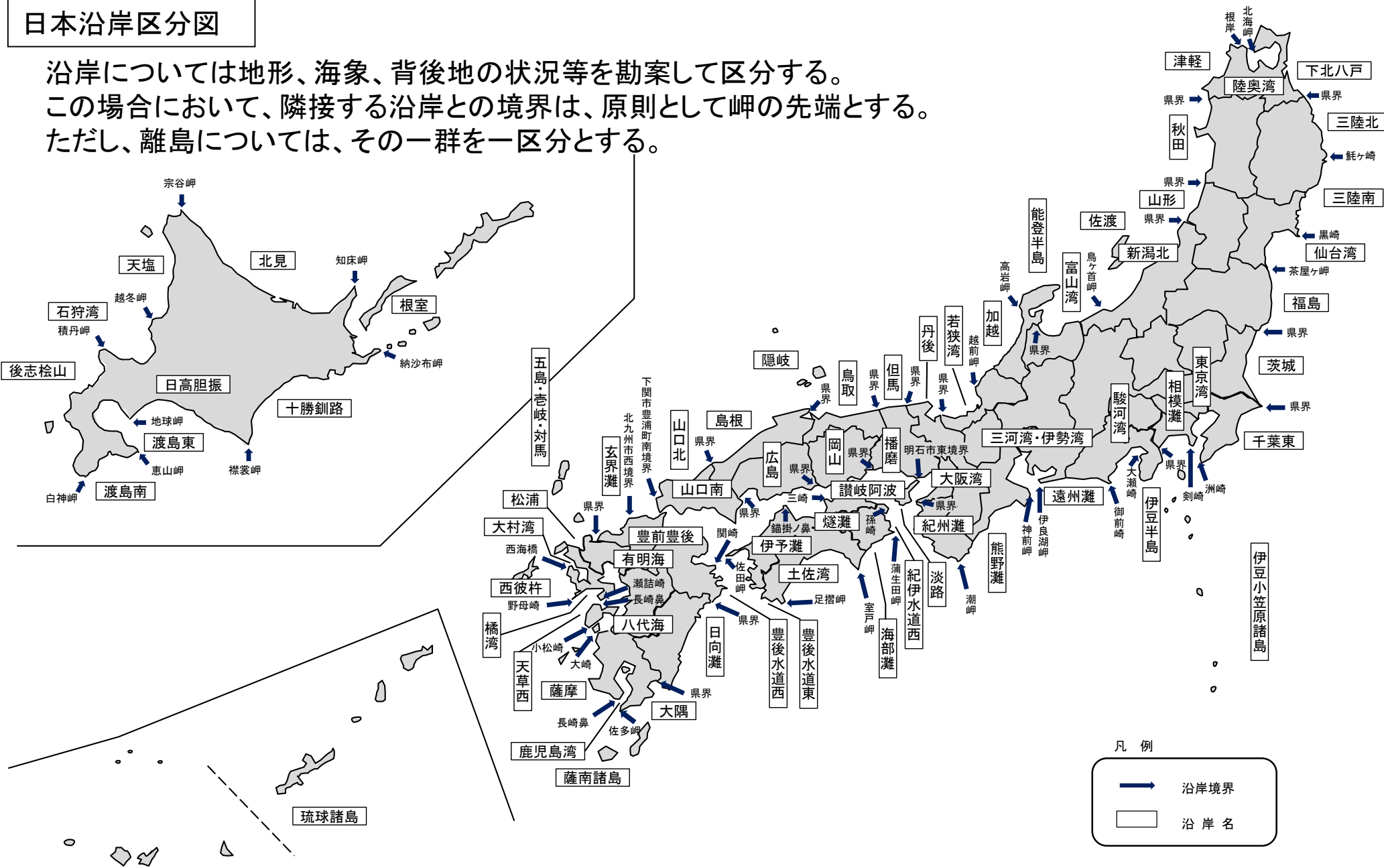
手法（漂着流木の体積を直接計測）以外の手法で数量確認した場合の参考資料についても別添に例示する。

5. 今後の課題

- ・より迅速に漂着量の把握や申請、対策等が実施されるために、数量確認等への新技術（UAVによる簡易測量等）の活用は有用であり、今後現場での試行等が進むことを期待するものである。
- ・また、より適切な事業実施に資するよう、必要に応じ本手引き書を見直すこととする。

日本沿岸区分図

沿岸については地形、海象、背後地の状況等を勘案して区分する。
 この場合において、隣接する沿岸との境界は、原則として岬の先端とする。
 ただし、離島については、その一群を一区分とする。



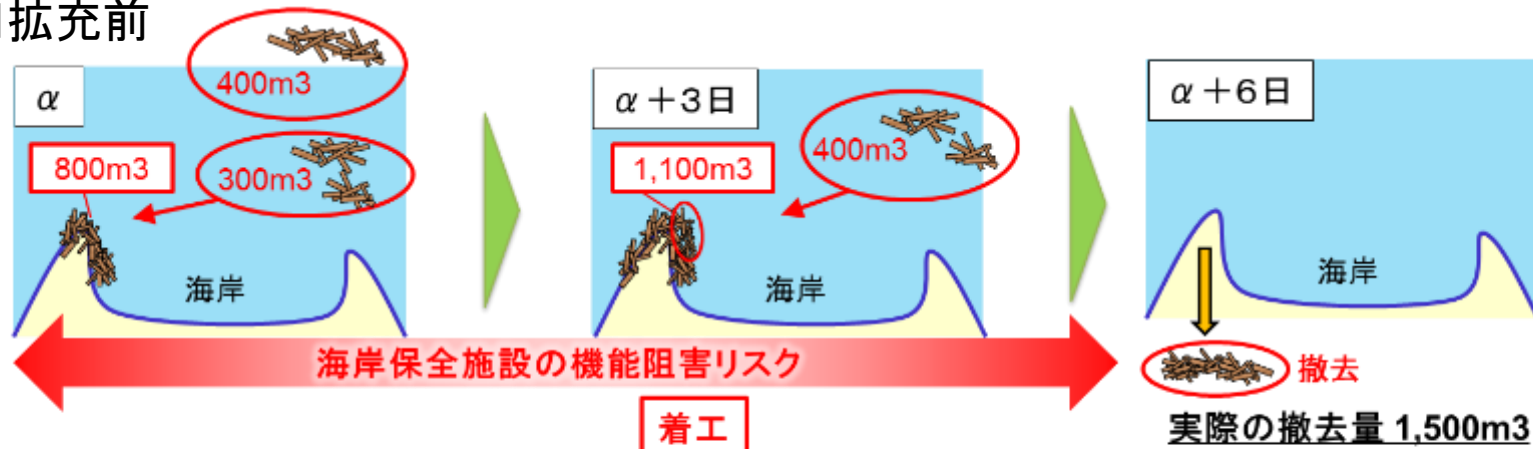
■漂着量が採択要件を満たさない時点における着工について

別添-2

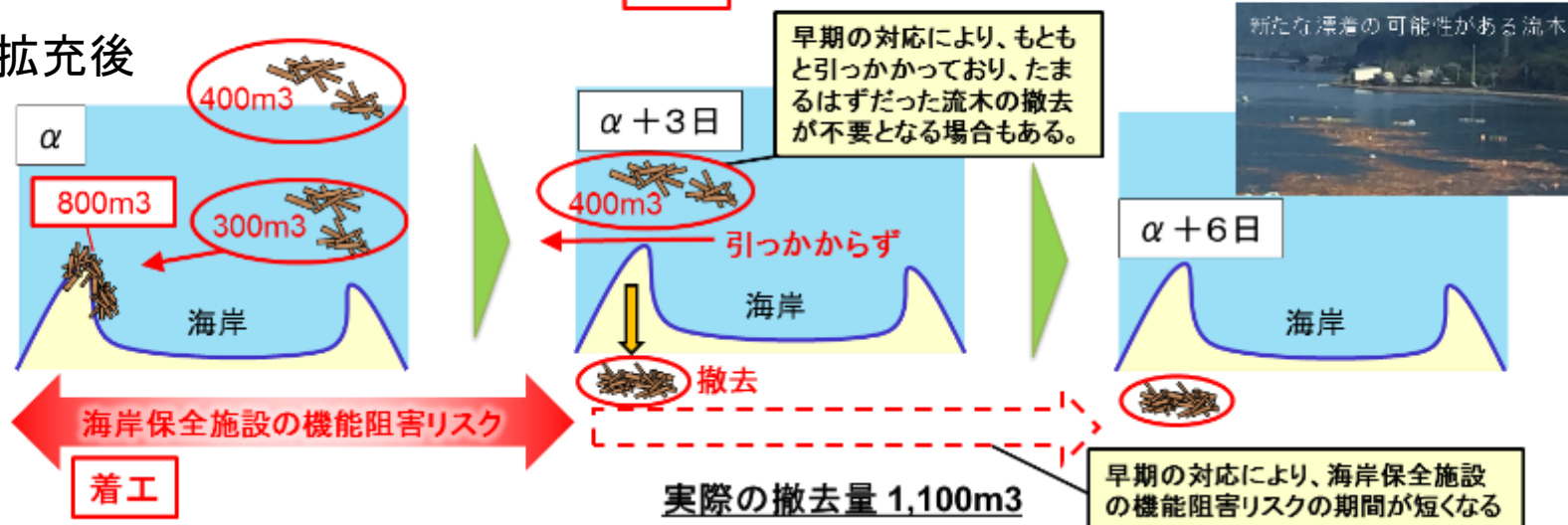
○平成30年度より、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を拡充し、採択基準未満の時点の漂着流木等の処理の着工が可能となった。

○1,000m³未満の段階で撤去が可能となることで、撤去実施の判断が早まり、海岸保全施設の機能阻害リスクの期間が短くなるとともに、実際の撤去量が少なく済む場合もあるなど効率的な処理の促進が期待される。

■拡充前



■拡充後



■ 状況報告書(①別記様式－１)

別添－３

○状況報告書等は、概要を示した①別記様式－１、②位置図（別記様式－１の別紙）、③漂着状況写真、④新聞記事で構成される。また、その他参考となる資料として、状況報告時の概算数量の根拠が分かる資料を添付すること。

漂着流木等状況報告

平成30年7月11日 17時現在

都道府県名
(海岸管理者)

高知県
(高知県、安芸市、香南市)

海岸名

ナハリ、コウカイガン、タノ、カイガン、フドウ、カイガン、カワキタカイガン、アキ、カイガン、アキ、ギョウコウカイガン、
奈半利港海岸、田野海岸、不動海岸、川北海岸、安芸海岸、安芸漁港海岸、
ニシハマカイガン、アナナイギョウコウカイガン、スミヨシ、ギョウコウカイガン、シオヤ、カイガン、テイ、コウカイガン、キシモト、カ
西浜海岸、穴内漁港海岸、住吉漁港海岸、塩屋海岸、手結港海岸、岸本海
イガン、アカオカカイガン、アカオカギョウコウカイガン、ヨシカワカイガン、ヨシカワギョウコウカイガン
岸、赤岡海岸、赤岡漁港海岸、吉川海岸、吉川漁港海岸

所在地

コウチケンナハリチョウ、クロシオチョウ
高知県奈半利町～黒潮町

所管官庁

国土交通省 水管理・国土保全局、港湾局、農林水産省水産庁

全 体 分
漂着流木等全量

延長: 32,450m、幅: 1.0～ 30.0m、漂着量: 12,770m³

所管省庁分
漂着流木等全量

(水管理・国土保全局) 延長: 25,890m、幅: 1.0～20.0m、漂着量: 10,130m³
(港湾局) 延長: 4,430m、幅: 1.0～10.0m、漂着量: 1,420m³
(水産庁) 延長: 2,130m、幅: 1.0～10.0m、漂着量: 1,220m³

発生原因

梅雨前線に伴う豪雨により、一級河川物部川等から流木等が流出し海岸に漂着した。

影響のある
海岸保全施設

堤防、護岸、突堤 等

一般公共海岸区域
の施行の有無

有り

地域海岸(※)毎にどこの所管かわかるようにしてください。海岸管理者が市町村の場合は、それも記載してください。例: A海岸(A市、水国局)
(※)地区海岸をまとめた海岸名

地域海岸毎に数量を100m³まるめで整理してください。ただし、地域海岸で1000m³未満の場合は10m³まるめで整理してください。(算出資料は次ページ以降参照)

基本はこの文章が定型だが、定型文に合致しない場合はその内容を記載。

理由

海岸保全施設に漂着した流木が、海岸保全施設である堤防等の機能を阻害しているため早急に処理し、海岸保全施設の機能回復を図るものである。

応急対策

実施内容

漂着木等の集積、運搬、処分
(実施範囲)
水管理・国土保全局所管 全長 L=25,890m、処分量約10,130m³
港湾局所管 全長 L=4,430m、処分量約1,420m³
水産庁所管 全長 L=2,130m、処分量約1,220m³

受送信

7月11日17時

送信者: 高知県〇〇課 〇〇

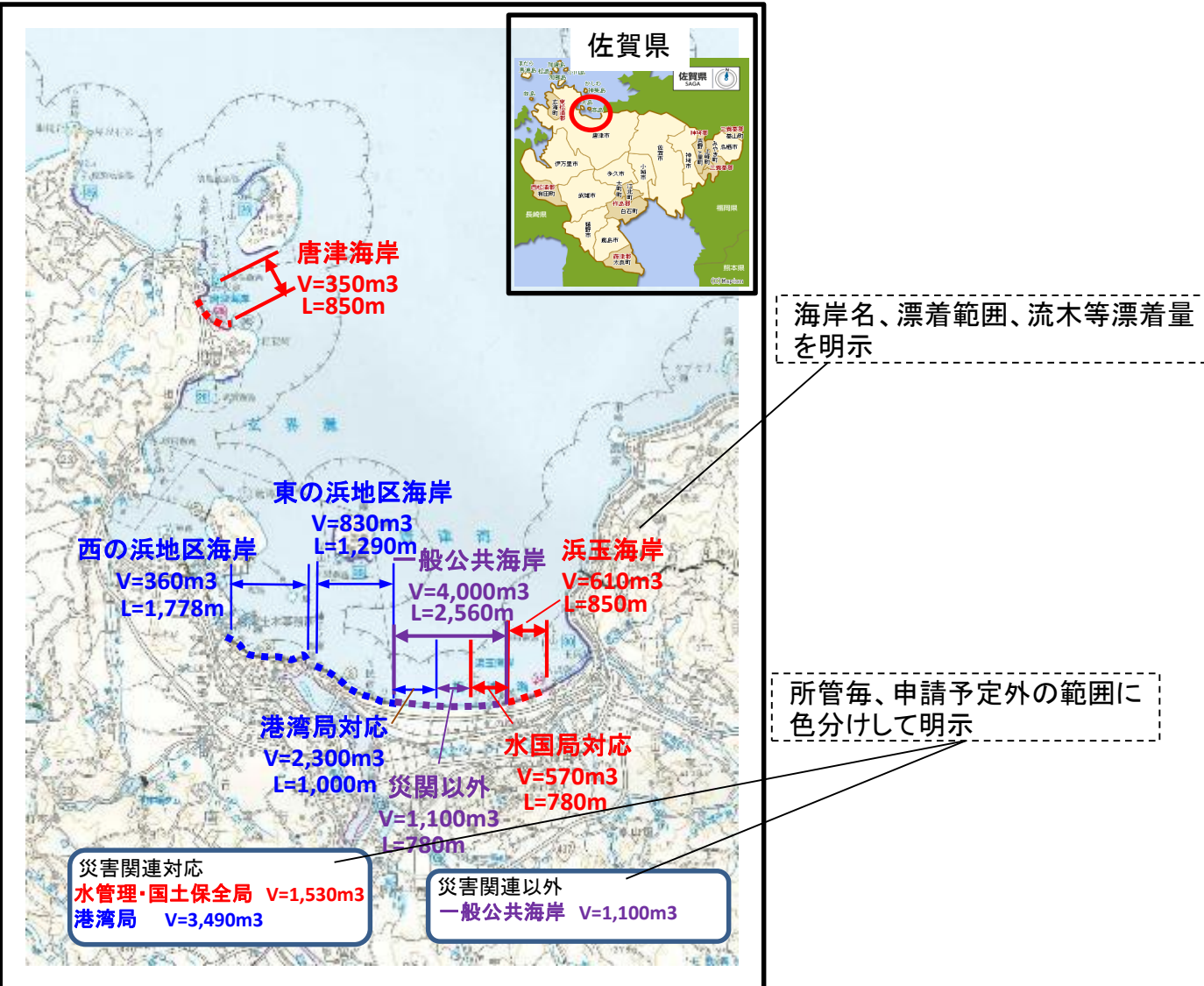
受信者:

概略平面図

(別紙のとおり)

基本は別紙次頁で示すような位置図で作成してください。
※箇所範囲が小さい場合はこちらに記載して構いません。

○別記様式－１の「概略平面図」を別紙で示したものの。



■ 状況報告書(③漂着状況写真)

別添-3

○各地域海岸毎に流木等の漂着の状況がわかる写真（最低限、遠景・近景1枚ずつ）を選定して報告する。

【唐津海岸 流木漂着状況】

海岸名を記載

①



遠景写真

全景写真

※全景写真は、漂着状況が一目でわかるため、状況報告時の写真として最適ですが、必須ではない。(上の事例はドローンによる垂直写真)



②



近景写真

所管省庁名を記載

※地域海岸毎に作成

(水管理国土保全局所管)

○関連する新聞記事があれば抜粋して報告。

ただし、重要な新聞記事がある場合は、状況報告時にまとめるのではなく、随時本省へ報告すること。

○状況報告の時点では数量の詳細な根拠資料は求めないが、概算数量の算出の考え方がわかるようにすること。以下に事例を示す。

④新聞記事

山陰中央新報2面 朝刊 記事日：平成30年7月15日

新聞名、○面、
記事日を記載

海岸漂着物処理進める鳥取県



観光への
鳥根県休み明け検討

豪雨
西日本
豪雨の影響で、鳥取県内各地で被害が出ている。県内各地で被害が出ている。県内各地で被害が出ている。

酒肴の中継け付け作業



酒肴の中継け付け作業
鳥取県内各地で被害が出ている。県内各地で被害が出ている。県内各地で被害が出ている。

酒肴の中継け付け作業
鳥取県内各地で被害が出ている。県内各地で被害が出ている。県内各地で被害が出ている。

酒肴の中継け付け作業
鳥取県内各地で被害が出ている。県内各地で被害が出ている。県内各地で被害が出ている。

酒肴の中継け付け作業
鳥取県内各地で被害が出ている。県内各地で被害が出ている。県内各地で被害が出ている。

⑤(参考)積算根拠

I. 各海岸毎に数量計算書を作成

数量計算書(不動海岸：代表延長50m区間)

測点	距離(m)	断面積(m ²)	平均断面積(m ²)	体積(m ³)	備考
P. 0.0	—	0.90	—	—	
P. 10.0	10.000	0.10	0.500	5.00	
P. 20.0	10.000	0.76	0.430	4.30	
P. 34.0	14.000	0.44	0.600	8.40	
P. 50.0	16.000	1.08	0.760	12.16	
合計				29.86	空m ³ (代表区間50m当り)
				0.5972	空m ³ (m当り)

上の例は、代表延長50mを決めて10mピッチで平均断面法によりmあたりの空m³を算出し、漂着範囲全体の延長を掛けて総量(空m³)を算出しています。他にも左右端、必要があればその間何点かを測点として平均断面法により算出することも簡易手法の一つ。

II. 空隙率算定

Iで算出した数量に空隙率をかけたものを流木等漂着量とします。状況報告時点では、空隙率は過去の実績値を活用可。過去の実績がない場合は、隣接した沿岸等を抱える近隣の都道府県の事例を参考値とすることも可能ですので、本省等に問い合わせ下さい。

以上の考え方と明らかに数量が大きくなってしまう場合等実際に空隙率を算定する必要がある場合は、右記の方法により算出してください。

空隙率の算定方法(※必須ではない)



容器の容量を測定

	W1 (m)	W2 (m)	h (m)	V (m ³)	備考
基準箱(締固前)	0.48	0.38	0.30	0.0547	



大湊地区(草等1)

実測

圧縮前 h 0.300m
圧縮量 h 0.090m

圧縮量を3回測定し、空の容器との体積率で空隙率を算定

○申請調書の構成

以下、①～④で構成される。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①鏡 | ③別記様式－4(事業費総括表) |
| ②総括調書 | ④別記様式－5(事業費内訳表) |
| ②別記様式－3(事業計画書) | |

この内、別記様式－3～5については、それぞれ全体(全所管省庁分を合わせたもの)と所管別(各所管省庁分)の2種類作成すること。

○参考資料の構成

以下、①～⑫で構成される。

- | | |
|-------------|---------------|
| ①鏡 | ⑦不整地運搬距離根拠 |
| ①全体位置図 | ⑧歩掛・単価内訳表 |
| ②全体工程概要 | ⑨処分方法・受入先選定方法 |
| ③(所管)位置図 | ⑩運搬処分等経済比較表 |
| ④平面図 | ⑪処理施設までの経路図 |
| ⑤集積状況(数量根拠) | ⑫その他 |
| ⑥空隙率算定根拠 | |

※③以降については、所管省庁毎に作成

※④以降については、計上方法がわかるように代表の地域海岸のみ作成(ただし、標準的な対応でないものを計上している場合は、代表海岸に限らず全て「⑫その他」として参考資料を付けてください。)

※⑤については、地域海岸内のすべてについて検収結果を提出する必要はなく、別記様式－5に記載している処分の種類(木くず、廃プラ、流木、葦等藻類 等)毎に検収した例を1箇所ずつ示してください。(たとえば、木くずや葦等藻類、流木であれば山積みした代表箇所1箇所のみ示してください。)

①鏡

都道府県名を記載
(※海岸管理者ではない)

佐賀県

平成30年度
災害関連緊急大規模漂着流木等
処理対策事業費補助要求調書

朱書き

申請月を記載

朱書調書で作成

平成30年11月
国土交通省(港湾局)
国土交通省(水管理・国土保全局)

所管省庁名を記載

所管省庁毎に記載

箇所数については、基本は地域海岸数。A海岸の海岸保全施設から1km以内の漂着した流木等はA海岸としてカウント。たとえば、A海岸+(A海岸に隣接した)一般公共海岸=1カウントとします。

①総括調書

平成30年度 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 総括調書

(全体) (単位:千円)

都道府県名	配布済額			都道府県申請額			全体(案)			決定額			備考
	箇所数	事業費	国費	箇所数	事業費	国費	箇所数	事業費	国費	箇所数	事業費	国費	
佐賀県	0	0	0	6	18,988	9,494	6	18,988	9,494	6	18,988	9,494	
計	0	0	0	6	18,988	9,494	6	18,988	9,494	6	18,988	9,494	

(所管別:港湾局) (単位:千円)

都道府県名	配布済額			都道府県申請額			港湾局(案)			決定額			備考
	箇所数	事業費	国費	箇所数	事業費	国費	箇所数	事業費	国費	箇所数	事業費	国費	
佐賀県	0	0	0	3	10,602	5,301	3	10,602	5,301	3	10,602	5,301	
計	0	0	0	3	10,602	5,301	3	10,602	5,301	3	10,602	5,301	

(所管別:水管理・国土保全局) (単位:千円)

都道府県名	配布済額			都道府県申請額			水管理・国土保全局(案)			決定額			備考
	箇所数	事業費	国費	箇所数	事業費	国費	箇所数	事業費	国費	箇所数	事業費	国費	
佐賀県	0	0	0	3	8,386	4,193	3	8,386	4,193	3	8,386	4,193	
計	0	0	0	3	8,386	4,193	3	8,386	4,193	3	8,386	4,193	

所管合計国費が千円単位で整数値(事業費は千円単位で偶数値)となるように端数調整をしてください。

(所管別内訳)

国土交通省(水管理・国土保全局)

所管別(各所管省庁分)の仕切紙

(総括調書、(全体)別記様式-3~5、仕切紙、(所管別)別記様式-3~5の順番で整理してください。)

○地域海岸毎に各項目に対して記入すること。ただし、一般公共海岸がある場合や同じ地域海岸の中で漂着範囲が広く地区海岸毎に漂着量等集計している場合は、例外的に地区海岸・一般公共海岸単位まで分けた形で記入すること。

別記様式-3

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業計画書

海岸管理者毎に別記様式-3を作成

地方公共団体名:佐賀県
事業主体名:佐賀県

施行位置		海岸名	所管 省庁	発生 年月日	発生 原因	漂着流木等の規模					海岸保全施設の概要	
郡市	町村					延長 (m)	幅 (m)	全量 (m3)	事業費 (千円)	国費 (千円)	種類	延長等
カラツシ 唐津市		カラツコウ 唐津港海岸 ヒガシノハマ 東の浜地区	国土交通省 港湾局	平成30年 7月5日～9日	平成30年7月5日から7月9日にかけての梅雨前線豪雨により河川から唐津湾に流出した流木、葦屑等が風及び潮汐の影響により海岸へ漂着したもの	1,290m	3.0～10.0	58m3	1,117	559	護岸	L=1,114m
		一般公共海岸 (唐津港海岸(東の浜地区)隣接)	国土交通省 水管理・ 国土保全局			800m	5.0～14.0	451m3	7,504	3,752		-
								509m3	8,621	4,311		
							港湾局計	509m3	8,621	4,311		
		カラツ 唐津海岸	国土交通省 水管理・ 国土保全局			850m	2.4～6.7	65m3	1,384	692	護岸	L=243m
		ハマタマ 浜玉海岸 ハマサキ 浜崎地区	"			1,250m	2.0～6.0	237m3	3,944	1,972		L=450m
		一般公共海岸 (浜玉海岸(浜崎地区)隣接)	"			780m	1.0～6.0	190m3	3,058	1,529		-
							水管理・ 国土保全局 計	492m3	8,386	4,193		
							合計	1,001m3	17,007	8,504		

上記の例外について例えば右の例のとおり、A海岸、一般公共海岸(A海岸隣接)と分けた形で整理すること。

所管省庁毎に小計を作成

沖合施設も延長で記載

別記様式－4

事業費総括表（全体）

（単位：千円）

費目	金額	適用
事業費	61,446 61,446	
工事費	61,446 61,446	
本工事費	61,446 61,446	

○細別名、数量、単価、摘要欄記入の内容が妥当であるか確認した上で、他の申請調書様式や参考資料等と整合を図ること。

※例として示しているのは、わかりやすくするため、所管別内訳の別記様式－5です。

(1／8)

別記様式－5 (国土交通省水管理・国土保全局所管海岸)

第1表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価(円)	金額(千円)	摘要
本工事費	流木処理工			式	1		32,051	
					1		32,051	
	漂着流木処理工			式	1		17,336	
					1		17,336	
					219	2,473	541	
					219	2,473	541	
					17	6,013	102	
					17	6,013	102	
					134	2,473	331	
					134	2,473	331	
					65	2,473	160	
					65	2,473	160	
					284	2,480	704	
					284	2,480	704	
	収集・分別・積込	収集・分別・積込(人力)	収集・分別・積込	m ³	49	2,480	121	
					49	2,480	121	
					539	2,480	1,336	
					539	2,480	1,336	
					5	6,013	30	
					5	6,013	30	
					10	2,474	24	
					10	2,474	24	
	収集・分別・積込	収集・分別・積込	収集・分別・積込	m ³	198	2,474	489	
					198	2,474	489	
	収集・分別・積込	収集・分別・積込	収集・分別・積込	m ³	38	2,474	94	
					38	2,474	94	

標準的な対応でない内容(※)があれば、なぜ見込んだのか必要性を整理し、参考資料(⑫その他)に記載してください。(※)以下、いくつか事例を示します。

同じ海岸で複数回「積込」等の細別を記載する場合は、収集から処分上までの工事の流れをイメージ化した参考資料(⑫その他)に記載してください。(土配のようなものがあれば一番わかりやすいです。)

(人力処理)又は(機械処理)かわかるように細別に記載してください。
例:収集・分別・積込(機械処理)、収集・分別・積込(人力処理)
※ただし、人力処理を含んだ標準歩掛り等の場合はその旨を摘要欄に記載してください。

同じ細別で同じ積算条件でありながら県内で単価が異なる場合、その理由を参考資料(⑫その他)に記載してください。

摘要欄には所管省庁名及び別記様式3で細分化した海岸名を記載してください。

■ 申請調書(④別記様式－5(事業費内訳表))

別添－4

○細別名、数量、単価、摘要欄記入の内容が妥当であるか確認した上で、他の申請調書様式や参考資料等と整合を図ること。

(2/8)

別記様式－5 (国土交通省水管理・国土保全局所管海岸)

第1表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価(円)	金額(千円)	摘要
			収集・分別・積込	m ³	177	2,474	437	水管理・国土保全局
			収集・分別・積込	m ³	177	2,474	437	津海岸栗真
			不整地運搬(260m以下)	m ³	236	630	148	水管理・国
			不整地運搬(260m以下)	m ³	236	630	148	四日市海岸高
			不整地運搬(260m以下)	m ³	134	630	84	水管理・国
			不整地運搬(260m以下)	m ³	134	630	84	四日市海岸磯
			不整地運搬(170m以下)	m ³	65	571	37	水管理・国土保全局
			不整地運搬(170m以下)	m ³	65	571	37	四日市南五味塚地区(L=146m)
			不整地運搬(380m以下)	m ³	284	976	277	水管理・国土保全局
			不整地運搬(380m以下)	m ³	284	976	277	鈴鹿海岸南長太地区(L=300m)
			不整地運搬(130m以下)	m ³	49	498	24	水管理・国土保全局
			不整地運搬(130m以下)	m ³	49	498	24	鈴鹿海岸北若松地区(L=112m)
			不整地運搬(1200m以下)	m ³	544	2,004	1,090	水管理・国土保全局
			不整地運搬(1200m以下)	m ³	544	2,004	1,090	鈴鹿海岸磯山地区(L=1200m)
			不整地運搬(260m以下)	m ³	10	631	6	水管理・国土保全局
			不整地運搬(260m以下)	m ³	10	631	6	河芸海岸千里地区(L=230m)
			不整地運搬(380m以下)	m ³	142	868	123	水管理・国土保全局
			不整地運搬(380m以下)	m ³	142	868	123	河芸海岸上野地区(L=350m)
			不整地運搬(260m以下)	m ³	56	631	35	水管理・国土保全局
			不整地運搬(260m以下)	m ³	56	631	35	河芸海岸上野地区(L=180m)
			不整地運搬(800m以下)	m ³	38	1,367	51	水管理・国土保全局
			不整地運搬(800m以下)	m ³	38	1,367	51	津海岸白塚地区(L=400m)
			不整地運搬(800m以下)	m ³	177	1,367	241	水管理・国土保全局
			不整地運搬(800m以下)	m ³	177	1,367	241	津海岸栗真地区(L=550m)
			積込	m ³	236	191	45	水管理・国土保全局
			積込	m ³	236	191	45	四日市高松地区
			積込	m ³	134	191	25	水管理・国土保全局
			積込	m ³	134	191	25	四日市海岸磯津地区

(※)多数の海岸で「収集・分別・積込」を見込んでいるのに対し、状況報告前に県費で対応したりボランティアにより収集した等の理由により、見込んでいない場合、その旨を参考資料(⑫その他)に記載してください。県費等外事業で実施した数量については参考資料(⑫その他)にどれを本申請として積み上げてどれを外事業で見込んでいるかを明確に詳細に分かるようにしてください。

不整地運搬については積算条件の運搬距離(；0m以下)を細別に記載してください。

(※)不整地ではなく、通常運搬で問題なかった場合、理由を含めその旨を参考資料(⑫その他)に記載してください。

不整地運搬距離(L=0m)の計算結果を摘要欄に記載してください。

○細別名、数量、単価、摘要欄記入の内容が妥当であるか確認した上で、他の申請調書様式や参考資料等と整合を図ること。

(3/8)

別記様式－5 (国土交通省水管理・国土保全局所管海岸)

(※)現場の特殊な事情等により費用を見込む必要があるものは参考資料(⑫その他)に必要性や積算根拠等を整理した上で計上してください。手引き書記載以外のもので計上したいものがある場合は、個別にご相談ください。

現場の特殊な事情・漂着物により計上した比較的標準的な対応でないものの例は以下のとおりです。

- ・荷揚げ(重機が海岸に入れないため)
- ・切断(漂着した流木が大きいため、切断)
- ・敷鉄板(搬入・搬出の際に沈下問題・地元からの要望等の理由により使用)
- ・交通誘導員(重機の回転場等において、人の出入りが多い場所だと認められたため)
- ・大型土のう(廃プラ処分に処分場が土のうに入れないと受け入れられないと決めていたため)
- ・砂除去(木くず等処分に処分場が砂混合で受け入れられないと決めていたため)

細 別	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (千円)	摘 要
荷揚げ	式	1	134,936	134	水管理・国土保全局 四日市海岸磯津地区
積込	m ³	134	191	25	水管理・国土保全局 四日市海岸磯津地区
積込	m ³	65	191	12	水管理・国土保全局 四日市海岸南五味塚地区
積込	m ³	278	193	53	水管理・国土保全局 鈴鹿海岸南長太地区
積込	m ³	49	193	9	水管理・国土保全局 鈴鹿海岸北若松地区
積込	m ³	522	193	100	水管理・国土保全局 鈴鹿海岸磯山地区
積込	m ³	10	192		
積込	m ³	198	192		
積込	m ³	38	192		
積込	m ³	177	192		
運搬 (DT) (葦等草類)	m ³	47	547	25	水管理・国土保全局 四日市海岸高松地区 (L=6.0km)
運搬 (DT) (流木)	m ³	168	2,450	411	水管理・国土保全局 四日市海岸高松地区 (L=34.5km)
運搬 (DT) (廃プラ)	m ³	21	1,225	25	水管理・国土保全局 四日市海岸高松地区 (L=34.5km)
運搬 (DT) (葦等草類)	m ³	65	1,720	111	水管理・国土保全局 四日市海岸高松地区 (L=34.5km)

運搬((現場)仮置場～処分場)について、処分場の業者が運搬も併せて実施し、処分費にその分も含まれている場合は、その旨を参考資料(⑧歩掛単価内訳表及び⑩運搬・処分等経済比較表)に記載してください。

運搬については積算条件の運搬距離(「0km以下」等)を細別に記載してください。

運搬距離L=0kmを細別に記載してください。

■ 申請調書(④別記様式－5(事業費内訳表))

別添－4

○細別名、数量、単価、摘要欄記入の内容が妥当であるか確認した上で、他の申請調書様式や参考資料等と整合を図ること。

(4/8)

別記様式－5 (国土交通省水管理・国土保全局所管海岸)

第1表

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単価 (円)	金 額 (千円)	摘 要
			運搬 (DT) (流木)	m ³	69	2,450	169	水管理・国土保全局
					69	2,450	169	四日市海岸磯津地区 (L=43.0km)
			運搬 (DT) (葦等草類)	m ³	18	1,720	30	水管理・国土保全局
					18	1,720	30	四日市海岸南五味塚地区 (L=16.6km)
			運搬 (DT) (流木)	m ³	47	2,450	115	水管理・国土保全局
					47	2,450	115	四日市海岸南五味塚地区 (L=45.0km)
			運搬 (DT) (葦等草類・流木)	m ³	278	1,386	385	水管理・国土保全局
					278	1,386	385	鈴鹿海岸南長太地区 (L=16.4km)
			大型土のう	袋	1	1,100	1	水管理・国土保全局
					1	1,100	1	鈴鹿海岸南長太地区
			清掃センター受入前処理	m ³	278	9,370	2,604	水管理・国土保全局
					278	9,370	2,604	鈴鹿海岸南長太地区
			運搬 (DT) (葦等草類・流木)	m ³	49	1,386	67	水管理・国土保全局
					49	1,386	67	鈴鹿海岸北若松地区 (L=12.4km)
			清掃センター受入前処理	m ³	49	9,370	459	水管理・国土保全局
					49	9,370	459	鈴鹿海岸北若松地区
			運搬 (DT) (葦等草類・流木)	m ³	522	756	394	水管理・国土保全局
					522	756	394	鈴鹿海岸磯山地区 (L=6.7km)
			大型土のう	袋	27	1,100	29	水管理・国土保全局
					27	1,100	29	鈴鹿海岸磯山地区
			清掃センター受入前処理	m ³	517	9,370	4,844	水管理・国土保全局
					517	9,370	4,844	鈴鹿海岸磯山地区
			運搬 (DT) (葦等草類)	m ³	8	1,644	13	水管理・国土保全局
					8	1,644	13	河芸海岸千里地区 (L=21.0km)
			運搬 (DT) (廃ブラ)	m ³	2	1,644	3	水管理・国土保全局
					2	1,644	3	河芸海岸千里地区 (L=21.1km)
			運搬 (DT) (葦等草類)	m ³	149	1,644	244	水管理・国土保全局
					149	1,644	244	河芸海岸上野地区 (L=20.3km)

処分条件が流木の切断・破砕機への投入であったため、細別名を「清掃センター受入前処理」とした事例、「流木の切断」等としていた事例もあります。

○細別名、数量、単価、摘要欄記入の内容が妥当であるか確認した上で、他の申請調書様式や参考資料等と整合を図ること。

(5／8)

別記様式－5 (国土交通省水管理・国土保全局所管海岸)

第1表

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (千円)	摘 要
			運搬 (DT) (流木)	m ³	30	2,453	73	水管理・国土保全局
					30	2,453	73	河芸海岸上野地区 (L=46.0km)
			運搬 (DT) (廃プラ)	m ³	19	1,226	23	水管理・国土保全局
					19	1,226	23	河芸海岸上野地区 (L=19.1km)
			運搬 (DT) (葦等草類)	m ³	35	1,226	42	水管理・国土保全局
					35	1,226	42	津海岸白塚地区 (L=19.0km)
			運搬 (DT) (廃プラ)	m ³	3	1,226	3	水管理・国土保全局
					3	1,226	3	津海岸白塚地区 (L=15.9km)
			運搬 (DT) (葦等草類)	m ³	99	1,226	121	水管理・国土保全局
					99	1,226	121	津海岸栗真地区 (L=15.4km)
			運搬 (DT) (流木)	m ³	68	2,453	166	水管理・国土保全局
					68	2,453	166	津海岸栗真地区 (L=41.1km)
			運搬 (DT) (廃プラ)	m ³	10	1,226	12	水管理・国土保全局
					10	1,226	12	津海岸栗真地区 (L=15.5km)
		処分費		式	1		14,715	
					1		14,715	
			処分(葦等草類)	m ³	47	11,000	517	水管理・国土保全局
					47	11,000	517	四日市海岸高松地区
			処分(流木)	m ³	168	9,350	1,570	水管理・国土保全局
					168	9,350	1,570	四日市海岸高松地区
			処分(廃プラ)	m ³	21	11,200	235	水管理・国土保全局
					21	11,200	235	四日市海岸高松地区
			処分(葦等草類)	m ³	65	8,350	542	水管理・国土保全局
					65	8,350	542	四日市海岸磯津地区
			処分(流木)	m ³	69	9,350	645	水管理・国土保全局
					69	9,350	645	四日市海岸磯津地区
			処分(葦等草類)	m ³	18	8,350	150	水管理・国土保全局
					18	8,350	150	四日市海岸南五味塚地区

処分の他、買取があった場合は、マイナス計上し、間接費はマイナス計上しないようにしてください。また、提供があった場合はその旨参考資料(⑫その他)に記載願います。

○細別名、数量、単価、摘要欄記入の内容が妥当であるか確認した上で、他の申請調書様式や参考資料等と整合を図ること。

(6/8)

別記様式－5 (国土交通省水管理・国土保全局所管海岸)

第1表

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単価 (円)	金額 (千円)	摘 要
			処分(流木)	m ³	47	9,350	439	水管理・国土保全局
					47	9,350	439	四日市海岸南五味塚地区
			処分(葦等草類・流木)	m ³	278	8,147	2,264	水管理・国土保全局
					278	8,147	2,264	鈴鹿海岸南長太地区
			処分(廃ブラ)	m ³	6	7,500	45	水管理・国土保全局
					6	7,500	45	鈴鹿海岸南長太地区
			処分(葦等草類・流木)	m ³	49	8,147	399	水管理・国土保全局
					49	8,147	399	鈴鹿海岸北若松地区
			処分(葦等草類・流木)	m ³	522	8,147	4,252	水管理・国土保全局
					522	8,147	4,252	鈴鹿磯山地区
			処分(廃ブラ)	m ³	22	7,500	165	水管理・国土保全局
					22	7,500	165	鈴鹿磯山地区
			処分(葦等草類)	m ³	8	8,500	68	水管理・国土保全局
					8	8,500	68	河芸海岸千里地区
			処分(廃ブラ)	m ³	2	11,000	22	水管理・国土保全局
					2	11,000	22	河芸海岸千里地区
			処分(葦等草類)	m ³	149	8,500	1,266	水管理・国土保全局
					149	8,500	1,266	河芸海岸上野地区
			処分(流木)	m ³	30	6,600	198	水管理・国土保全局
					30	6,600	198	河芸海岸上野地区
			処分(廃ブラ)	m ³	19	11,000	209	水管理・国土保全局
					19	11,000	209	河芸海岸上野地区
			処分(葦等草類)	m ³	35	8,500	297	水管理・国土保全局
					35	8,500	297	津海岸白塚地区
			処分(廃ブラ)	m ³	3	11,000	33	水管理・国土保全局
					3	11,000	33	津海岸白塚地区
			処分(葦等草類)	m ³	99	8,500	841	水管理・国土保全局
					99	8,500	841	津海岸栗真地区

○細別名、数量、単価、摘要欄記入の内容が妥当であるか確認した上で、他の申請調書様式や参考資料等と整合を図ること。

(7/8)

別記様式－5（国土交通省水管理・国土保全局所管海岸）

第1表

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (千円)	摘 要
			処分(流木)	m ³	68	6,600	448	水管理・国土保全局
					68	6,600	448	津海岸栗真地区
			処分(廃プラ)	m ³	10	11,000	110	水管理・国土保全局
					10	11,000	110	津海岸栗真地区
	仮設工			式	1		403	
		仮設工		式	1		403	
			敷鉄板設置撤去工	式	1	24,572	24	水管理・国土保全局
					1	24,572	24	河芸海岸上野地区
			敷鉄板設置撤去工	式	1	12,013	12	水管理・国土保全局
					1	12,013	12	津海岸白塚地区
			敷砂利	式	1	10,345	10	水管理・国土保全局
					1	10,345	10	津海岸栗真地区
			交通誘導警備員	式	1	117,160	117	水管理・国土保全局
					1	117,160	117	鈴鹿海岸南長太地区
			交通誘導警備員	式	1	20,880	20	水管理・国土保全局
					1	20,880	20	鈴鹿海岸北若松地区
			交通誘導警備員	式	1	220,400	220	水管理・国土保全局
					1	220,400	220	鈴鹿海岸磯山地区
	直接工事費計			式	1		32,454	
		運搬費		式	1		130	
			仮設材等運搬費	式	1	87,512	87	水管理・国土保全局
					1	87,512	87	河芸海岸上野地区
			仮設材等運搬費	式	1	43,756	43	水管理・国土保全局
					1	43,756	43	津海岸白塚地区

○細別名、数量、単価、摘要欄記入の内容が妥当であるか確認した上で、他の申請調書様式や参考資料等と整合を図ること。

(8／8)

別記様式－5 (国土交通省水管理・国土保全局所管海岸)

第1表

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (千円)	摘 要
		共通仮設費 (率計上)		式	1		1,636	
					1		1,636	
		共通仮設費計		式	1		1,766	
					1		1,766	
	純工事費			式	1		34,220	
					1		34,220	
		現場管理費		式	1		7,787	
					1		7,787	
	工事原価			式	1		42,007	
					1		42,007	
		一般管理費		式	1		6,119	
					1		6,119	
	工事価格			式	1		48,126	
					1		48,126	
		消費税等相当額		式	1		3,850	
					1		3,850	
	工事費計			式	1		51,976	
					1		51,976	

①鏡

都道府県名を記載
(※海岸管理者ではない)

佐賀県

平成30年度
災害関連緊急大規模漂着流木等
処理対策事業費補助要求調書

(参考資料)

申請月を記載

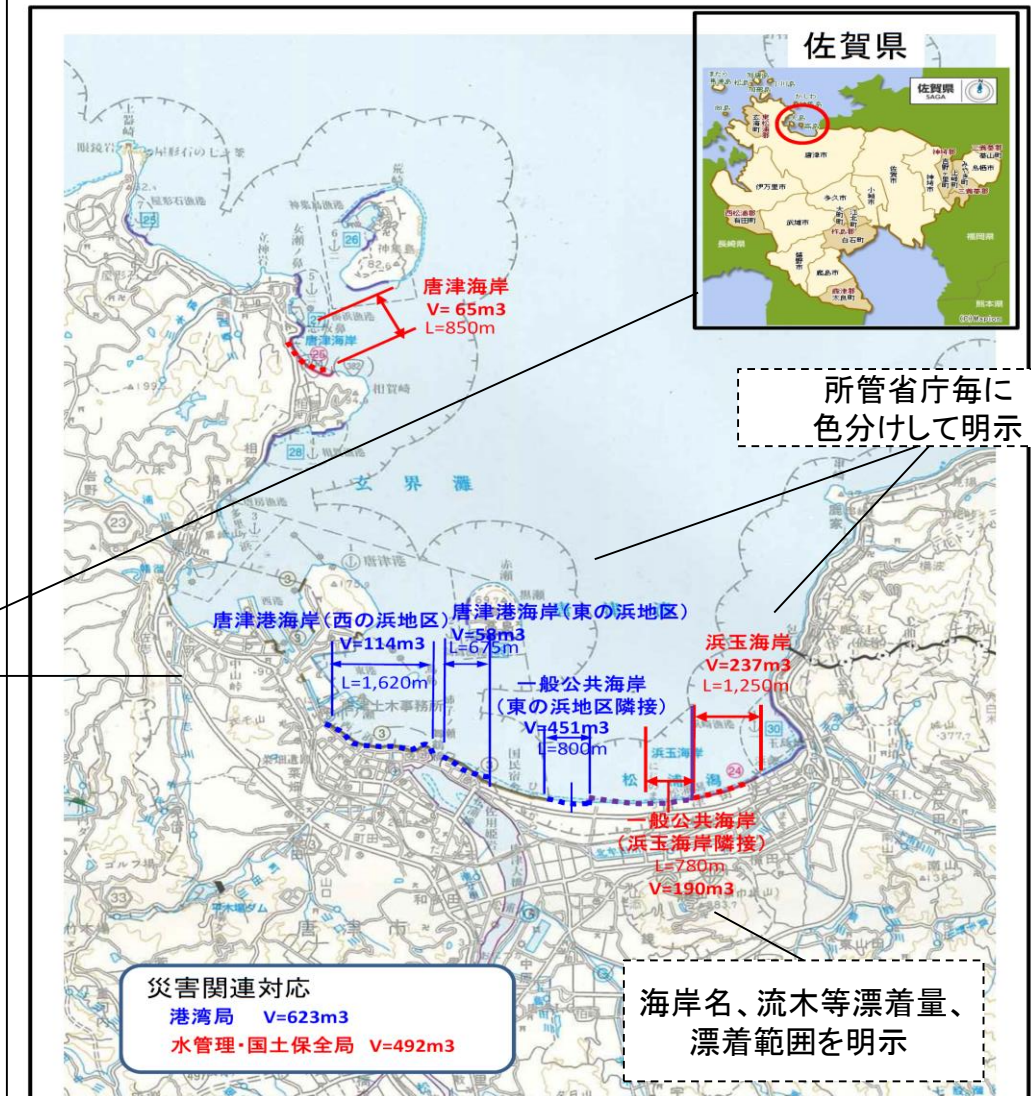
平成30年11月
国土交通省(港湾局)
国土交通省(水管理・国土保全局)

所管省庁名を記載

各都道府県全体の位置
図と該当する箇所の
入った拡大版位置図を
示してください。
※ただし、各都道府県
全域の場合は全体の位
置図に明示したもので
構いません。

①全体位置図

【佐賀県 流木漂着海岸 位置図】



○申請調書の別記様式-3記載の海岸毎に収集積込・仮置き場までの平均運搬距離・仮置き場から処理施設までの運搬距離及び処理施設について表にまとめてください。

全 体 工 程 概 要



対象海岸は、調書(別記様式-3)と合わせてください。

現場の特殊な事情により仮置き場を2回経由して処分に至る場合、1行目に「仮置き場① L=〇km」、2行目に「仮置き場②L=〇km」というような一つのセルで2段構成の記載をしてください。※上記の場合は事前にご相談ください。

※所管省庁毎に整理小計も入れてください。

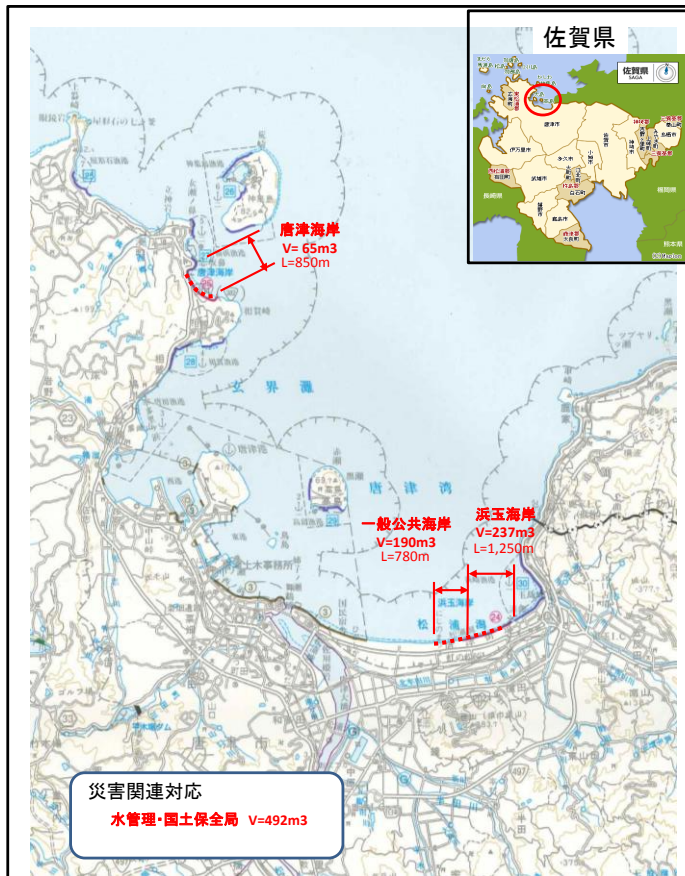
対象海岸			収集積込		仮置き場までの平均片道運搬距離	仮置き場から処分場までの運搬距離	処理施設
港湾局	ふしき とやまこう 伏木富山港 海岸	いわせ 岩瀬地区	陸上	V=763m3	L=100m	L=9.5km【混合物】	(株)〇〇
		や え づ 八重津地区	陸上	V=208m3	L=200m	L=11.5km【混合物】	(株)〇〇
		しんみなと 新湊地区	陸上	V=467 m3	L=5.0km【混合物】 L=13.0km【流木】	〇〇市クリーンセンター	
	うおづこう 魚津港海岸		陸上	V=40m3	仮置き場①L=75m 仮置き場②L=200m	L=3.2km	(株)〇〇
	港湾局 小計			V=1,478m3			
水管理・ 国土保全局	なめりかわ 滑川海岸	よしうら 吉浦地区	陸上	V=146m3	L=535m	L=0.7km【葦等藻類・流木・ブ ラ】 L=5.1km【混合ゴミ】	(株)〇〇
	とやま 富山海岸	はまくろさき 浜黒崎地区～ かいがんどおり 海岸通地区	陸上	V=1,716m3	L=50m	L=4.2～7.7km【混合物】 L=1.3～4.8km【流木】	(株)〇〇
	ひみ 水見海岸	しまお 島尾地区～ くぼ 窪地区	陸上	V=637m3	L=250m	L=7.0km【葦等藻類】 L=6.3km【葦等藻類・流 木】 L=4.7km【混合ゴミ】	(株)〇〇
		こさかい 小境地区	陸上	V=50m3	L=100m	L=16.7km【葦等藻類・流木】 L=13.9km【混合ゴミ】	(株)〇〇
		すがた 姿地区	陸上	V=27m3	L=30m	L=18.4km【葦等藻類・流木】 L=15.7km【混合ゴミ】	(株)〇〇
	水管理・国土保全局 小計			V=3,168m3			
合 計			V=4,646m3				

処理場での処分

処理場での処分

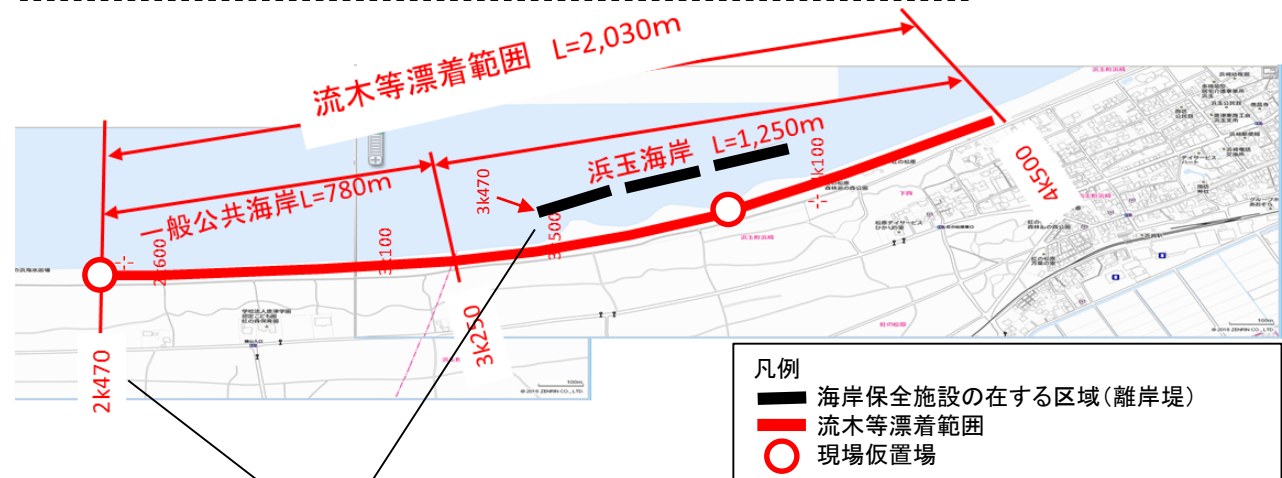
○平面図を示すときは採択要件の1つである「堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもの」を満足していることがわかるようにすること。

【佐賀県 流木漂着海岸 位置図】(水国局)



流木等漂着範囲を旗揚げしてください。
別記様式－3で示した海岸を跨いで一つの平面図に落とす場合は
下の例のとおり、海岸毎にも明示。

(現場)仮置場を旗
揚げしてください。



漂着範囲に一般公共海岸を含む場合、漂着範囲が海岸保全施設から1km以内だとわかるようにしてください。たとえば、上の平面図の場合、海岸保全施設の左端の測点が3k470、漂着範囲の左端の測点が2k470ということがわかるように明示してください。

流木等漂着範囲の測点は最低限左右端は明示してください。漂着範囲が広い場合等については測点を増やしてください。(県の判断とします。)

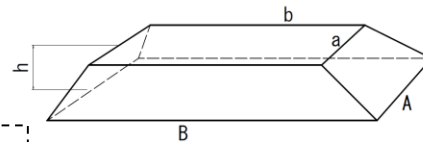
○流木等漂着量の数量計算法については、体積の直接計測(オベリスク法)での計算を基本とし、以下の例を参考にされたい。(ただし、幅又は断面が著しく変化する場合については平均断面法でも可とする。)

○上記の方法によりがたい場合は、以下を参考にして対応すること。

漂着物種類名は、別記様式5に出てくる細別の処分名と合わせてください。(木くず、廃プラ、流木、葦等藻類 等)

氷見海岸

葦等藻類展開図(小境地区)



計算式及び計算に用いた図面を示してください。

体積(オベリスク)

$$V = 1/6 * (Ab + aB + 2(ab + AB))$$

工区			a	b	A	B	h	体積V
小境海岸	小境工区	—①	3.20	2.10	4.00	2.80	1.00	8.867
		—②	2.00	3.00	3.50	4.00	0.80	7.800
		海岸計						16.667

小境①

下幅A



・廃プラ等を土のうに入れないと処分場側が受入不可の場合は土のうの1袋あたりのm3数×袋数を数量としてください。
 ※廃プラ等の数量(m3)の計算式を示してください。
 ※袋の容量について幅・奥行き・高さがわかる写真及び容量の計算式を示してください。
 ※目盛りが見えない場合は、拡大したその写真も示してください。

・仮置場がなく、かつ現場仮置すらできない場合や、検収するためのヤードがない場合等、オベリスク法によりがたい場合は、以下の方法をとることも可能とします。
 ○処分総重量(kg)／単位体積重量(kg/m3)を流木等漂着量(m3)として算出
 ※単位体積重量(kg/m3)、流木等漂着量(m3)の計算式をそれぞれ示してください。
 ※処分場へ搬出を行ったダンプトラック(代表1台:以下、A車とする。)の写真、及びA車により処分場へ搬出した際の伝票(代表1枚)を示してください。
 ※単位体積重量の計算機はA車を用いて算出。
 (単位体積重量) =
 (A車への積込重量) / (A車のコンテナ容量) × (1 - 0.01空隙率))
 ※空隙率については、A車のコンテナを使って算出すること。算定根拠の示し方は次頁参照。

計算に用いた図面に示している各長さについて、測量状況の写真をそれぞれ示してください。
 (左は表の太枠の長さの測量状況写真のみを示しています。)
 目盛りがわかるように拡大した写真も示してください。

○空隙率は申請調書の別記様式-3に示す海岸毎に1つ設定してください。ただし、一般公共海岸等については隣接する海岸と同じ空隙率として構いません。上記の方法だと問題が生じる場合は、問合せください。

○空隙率は3回平均で算出してください。

漂着した葦等藻類や木くずの大きさには大小があるので、右のような小さい容器だと精度の高い空隙率を算定したとはいいいにくいので可能であればダンプのコンテナで計測してください。

①容器の容量

- ・幅、奥行き、高さがわかる写真をしめしてください。目盛りが見えない場合は、拡大した写真も示してください。
- ・容量m3とその計算式を示してください。

②圧縮前

- ・容器一杯に入れていない場合は圧縮前の空の高さを測定した写真を示してください。目盛りが見えない場合は拡大した写真も示してください。

空隙率は各海岸に1つで計算してください。

< 空隙率算定資料 >

- ・漂着物を集積、裁断後、基準箱（コンテナ）に充填し、締固後の体積減少率を空隙率とする。

以下のとおり、空隙率の算定表を作成してください。
備考欄に空隙率の計算式を記入してください。

【空隙率算定根拠】

	L (mm)	W (mm)	t (mm)	V (m ³)	空隙率	備考
基準箱[締固前]	490	330	300	0.0485		
唐津海岸① [締固後]	490	330	180	0.0291	40%	$\frac{0.0485 - 0.0291}{0.0485} \times 100$
唐津海岸② [締固後]	490	330	180	0.0291	40%	$\frac{0.0485 - 0.0291}{0.0485} \times 100$
唐津海岸③ [締固後]	490	330	180	0.0291	40%	$\frac{0.0485 - 0.0291}{0.0485} \times 100$
空隙率(平均)				0.0291	40%	$\frac{0.0485 - 0.0291}{0.0485} \times 100$

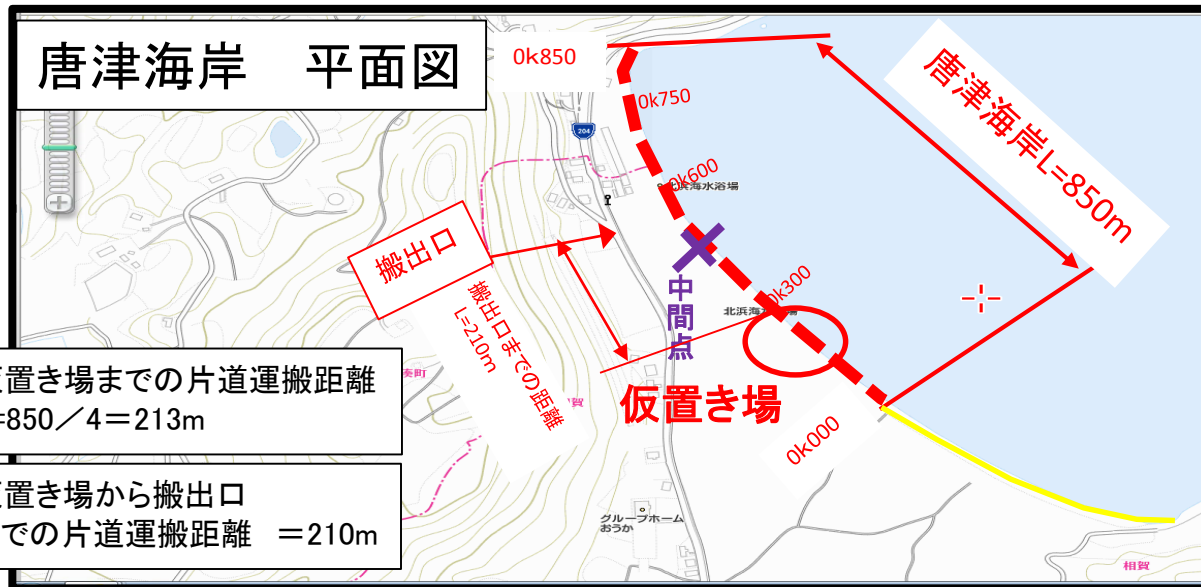


③圧縮後

- ・空の高さを測定した写真を示してください。目盛りが見えない場合は拡大した写真も示してください。
- ・空隙率は、左の備考欄のように体積率で算出してください。



○不整地運搬距離は、以下に示す3種類のうちのいずれかで算出してください。ただし、各事業主体毎に算出法は統一してください。



仮置き場までの片道運搬距離
 $L=850/4=213\text{m}$

仮置き場から搬出口
 までの片道運搬距離 = 210m

凡例

--- 流木等漂着範囲
 → 運搬ルート

仮置き、運搬について

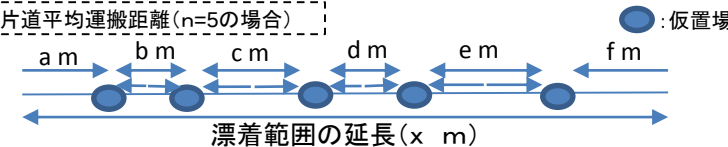
- ・唐津海岸は搬出口が1箇所しかなく、また、砂浜はトラック乗入れができない。
- ・漂着流木の発生は海水浴シーズンであり、搬出口付近は海水浴客や観光客が多かったため、キャリア運搬や仮置きができない状況だった。
- ・このため、一度、搬出口から離れた場所にキャリアで運搬し、仮置きした。
- ・今後、仮置き場から搬出口へキャリアにより運搬し、トラックに積み込んで処分場へ搬出する。
- ・上記により、キャリア運搬を2回計上している。

○不整地運搬距離算出法

以下のとおりいくつか方法がありますが例外なく県で統一した算出法としてください。(①が簡易法です)

- ①仮置き場が端の場合、(漂着範囲の延長)/2、仮置き場が下に示すように漂着範囲の端以外の場合、(漂着範囲の延長)/4n(nは仮置き場の数)
- ②漂着量と比例させて重みづけした平均片道運搬距離を算出
- ③実測値

例：片道平均運搬距離(n=5の場合)



(計算式)

(ベクトル毎の平均の片道運搬距離の和) / (ベクトルの数)

$= (a/2 + b/4 + b/4 + c/4 + c/4 + d/4 + d/4 + e/4 + e/4 + f/2) / 10 = x/20 = x / (4 \times (\text{仮置き場の数}))$

調書に複数回「積込」等の細別を記載する場合は、収集から処分場までの工事の流れをイメージ化した参考資料を⑫その他として作成してください。(土配のようなものあれば一番わかりやすいです。)文章で書いてわかる場合は下のような形で結構です。

- 別記様式－５に記載されている各細別の単価の根拠になるので、全て網羅すること。
- 別記様式－５や見積書との整合性を図ること。

【唐津海岸】歩掛・単価内訳表

収集・集積 (1.0m3当り)					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
バックホウ山積0.28m3					
普通作業員					
運転手(特殊)					
土木一般世話役					
軽作業員					
軽油					
単位当り	1	m3		2,287	標準歩掛

備考欄に、標準歩掛か見積もりを摘要したのかの情報を記載してください。

見積もりのうち歩掛(数量)のみ採用し、単価は標準のものを摘要した場合、その旨を備考欄に記載してください。

キャリア運搬 210m及び213m (1.2m3当り)					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
運転手(特殊)	0.04	人	21,700	868	
クローラダンプ賃料2.5 t	0.04	台	11,200	448	
単位当り	1	m3		1,096	見積りによる

見積書をどのように活用したのかを備考欄に記載してください。

例えば以下のような場合を想定しています。

- ・3者見積の平均単価を摘要した場合
- ・3者見積の平均直下の見積の単価を摘要した場合
- ・3者見積の平均数量を、単価は標準歩掛を摘要した場合
- ・3者見積の平均直下の見積の数量を、単価は標準歩掛を適用した場合

積込 (3m3当り)					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
運転手(特殊)	0.03	人	21,700	651	
バックホウ賃料	0.03	台	13,300	399	
クローアタッチメント賃料	0.03	台	5,400	162	
単位当り	1	m3		404	見積りによる

運搬 27.5 km未満 (1.0m3当り)					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ダンプトラック2t					
運転手(一般)					
軽油					
単位当り	1	m3		1,874	施工パッケージ

流木等の処分費についても記載し、⑩運搬・処分経済比較表とも整合性を図ること。

処分(葦等) (1m3当り)					
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
処分費	1	m3	6,500	6,500	見積りによる

○処分先として最安価になるのは処分費のかからない公共の処理施設であるため、近辺の公共の処理施設が受け入れ可能かを整理した上で、不可であった場合に民間の処理施設で経済比較するという流れを記載すること。

流木の処分方法について

■市営、町営、広域連合の廃棄物処理施設では、以下の理由により処理不可能である。

(受入不可能理由)

- ①災害による大量のゴミ対応には、施設の処理能力が不足するため。
- ②塩分を含んでいる流木等の漂着物は施設に損傷を与える可能性があるため。



民間の処分施設での処分

■処分施設の選定方法

近隣の処分施設について、処分費・運搬費を総合的に比較し、最も経済的な処理施設を選定する。

左記以外の主な受入不可能な理由や民間の処理施設を選定する理由等

・大きな木片や砂が混在していると受け入れできない。

→砂除去等も含めた事業費より砂除去の不要な民間の処理施設の方が総合的には安価となる。

・一度で受け入れ可能量が限定されている。

→一部は公共の処理施設、一部は民間の処分施設とする

・処理能力が低いが受け入れ可能、一方で仮置場がなく、現場仮置している状態で地元からの要望等で早期に処分をしないといけない場合で一部は公共の処理施設、一部は民間の処分施設とすることを考えている場合等特殊な事業がある場合は処分する前に事前にご相談ください。

上記記載のとおり、経済比較の際に処分費・運搬費以外にかかった費用(砂除去等)がある場合は、その旨記載すること。

例)・・・処分費・運搬費・砂除去費を総合的に比較し、・・・

※砂除去が必要な理由・・・例)近辺の受け入れ可能な民間処理施設に砂除去が必須の施設があったため。

■参考資料(⑩運搬・処分等経済比較表)

別添－4

○⑪の流れで総合的な経済比較をした表を作成すること。

必要な情報は運搬距離(km)・運搬費(円/m³)・処分費(円/m³)、その他必要経費(砂除去等)

■中間処理(流木)

(円/m³)

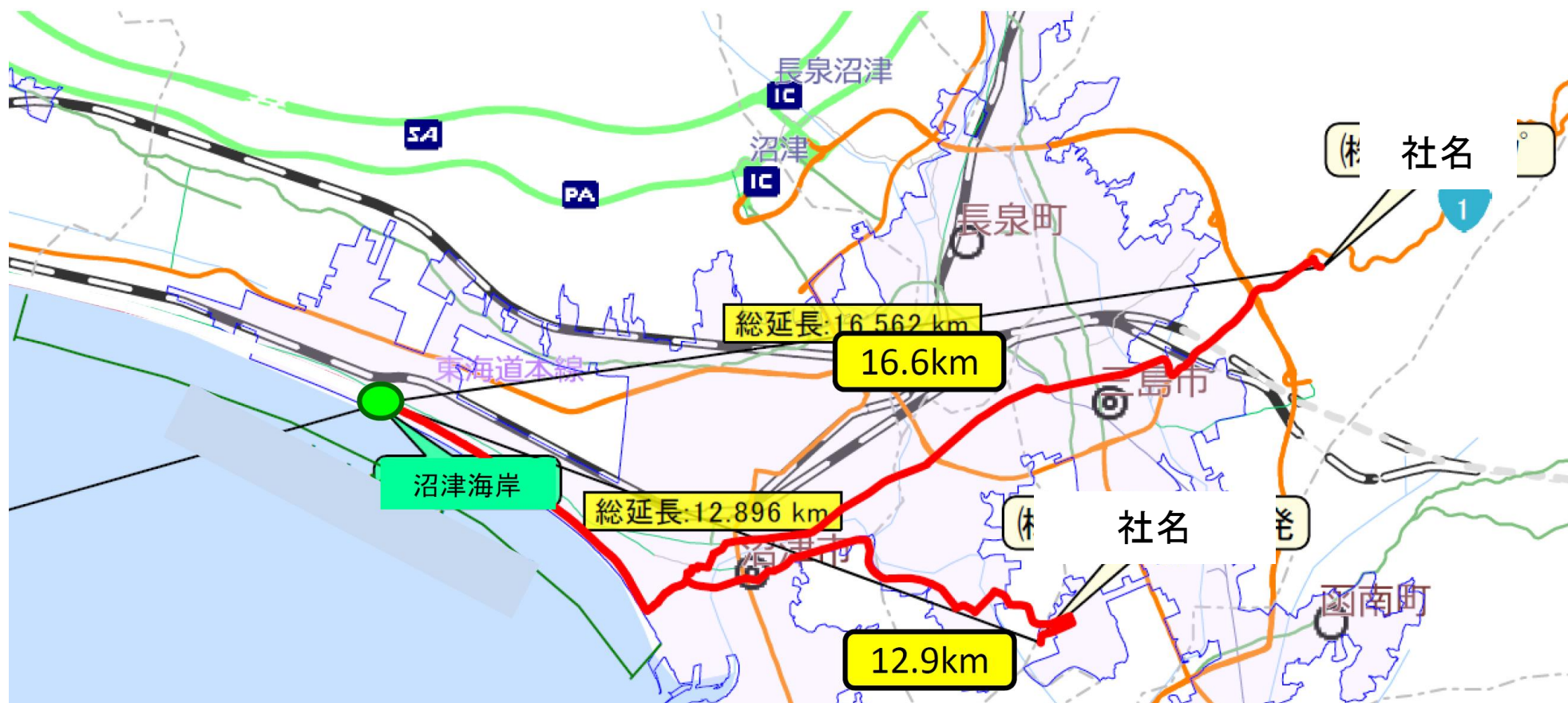
		運搬		処分費	その他 必要経費	合計	備考
		距離(km)	費用				
海岸 通地区	社名	2.8	561.0	—	—	—	受入拒否
		5.4	841.4	6,556	—	7,397	
		7.7	934.9	6,556	—	7,491	
		1.2	467.5	9,014	—	9,482	
		1.3	467.5	4,917	—	5,385	○
日方江地区		4.2	747.9	—	—	—	受入拒否
		7.0	934.9	8,000	—	8,935	
		6.0	841.4	8,000	—	8,841	
		2.7	561.0	11,000	—	11,561	
		2.9	561.0	6,000	—	6,561	○
浜黒崎地区		5.4	841.4	—	—	—	受入拒否
		9.0	1,076.0	8,000	—	9,076	
		4.2	747.9	8,000	—	8,748	
		4.7	747.9	11,000	—	11,748	
		4.8	747.9	6,000	—	6,748	○

参考資料(⑪処理施設までの経路図)

別添-4

○位置図に以下の情報を落とし込むこと。

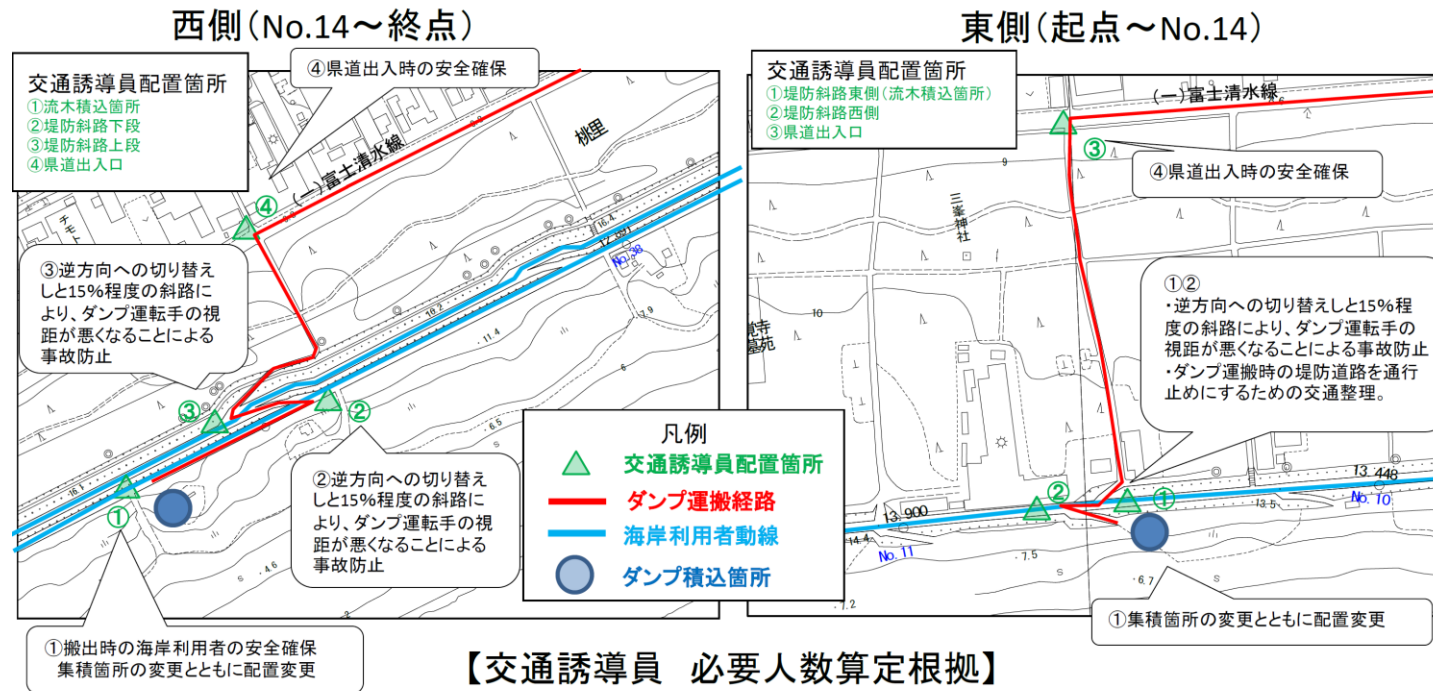
必要な情報は、(現場)仮置き場位置、処理施設位置、経路実線、運搬距離



○別記様式-5に記載の現場の特殊な事情等により見込んだものについて積算根拠を示してください。

例) 交通誘導員を見込んだ場合(1/2)

【交通誘導員 必要人数算定根拠】



【交通誘導員 必要人数算定根拠】

○仮集積所から処分場への運搬日数

- ・ダンプ1台あたりの日当たり作業量 19m³(基準書I-14-①-83参照, DID有り, 14.5km以下)
7,064m³(全体量) ÷ 19m³/日 ÷ 5台/日 = 75日
(ダンプ5台使用は、処分受入れ先がMAX100m³/日との聞き取り結果から100/19=5.2であるため)

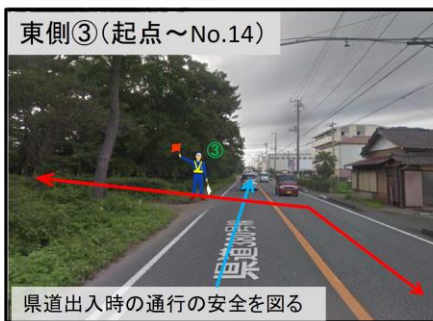
○交通誘導員数

- ・仮集積所から処分場への運搬日数 × 各集積量 / 全体量 × 交通誘導員数(1箇所あたり)
東側(起点～No.14) 75日 × 2,904m³ / 7,064m³ × 3人 = 93人
西側(No.14～終点) 75日 × 4,160m³ / 7,064m³ × 4人 = 177人
交通誘導員 計 93+177=270人

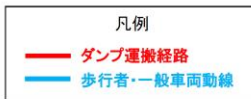
○別記様式－５に記載の現場の特殊な事情等により見込んだものについて積算根拠を示してください。

例) 交通誘導員を見込んだ場合(2／2)

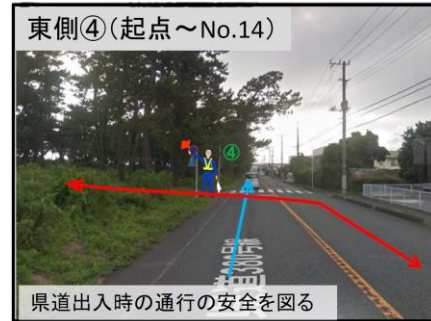
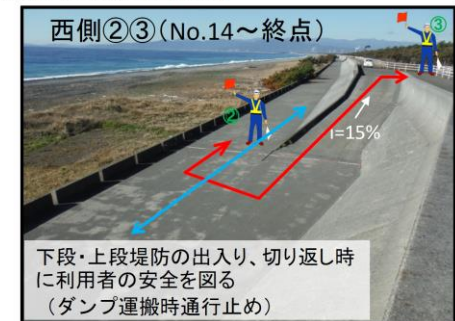
【交通誘導員 必要人数算定根拠(東側)】



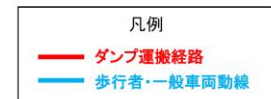
交通誘導員①の配置は、集積箇所から堤防に乗り入れる箇所に行うため、集積箇所の変更とともに配置変更する。
交通誘導員②・③の配置は固定。



【交通誘導員 必要人数算定根拠(西側)】



交通誘導員①の配置は、集積箇所から堤防に乗り入れる箇所に行うため、集積箇所の変更とともに配置変更する。
交通誘導員②・③の配置は固定。



集積した流木の搬出にあたり、ダンプが海岸堤防を乗り越える必要あり(ダンプ運搬時は堤防道路を通行止め)
海岸堤防は、歩行者や自転車等の利用者があることから、海岸堤防利用者の安全を確保するために交通誘導員を配置し、さらに、県道富士清水線の出入口は見通しが悪いため、交通誘導員を配置し、一般車両とダンプとの安全を確保する。

集積した流木の搬出にあたり、ダンプが海岸堤防を乗り越える必要あり(ダンプ運搬時は堤防道路を通行止め)
海岸堤防は、歩行者や自転車等の利用者があることから、海岸堤防利用者の安全を確保するために交通誘導員を配置し、さらに、県道富士清水線の出入口は見通しが悪いため、交通誘導員を配置し、一般車両とダンプとの安全を確保する。

○別記様式-5に記載の現場の特殊な事情等により見込んだものについて積算根拠を示してください。

例) 敷鉄板を見込んだ場合(1/2)

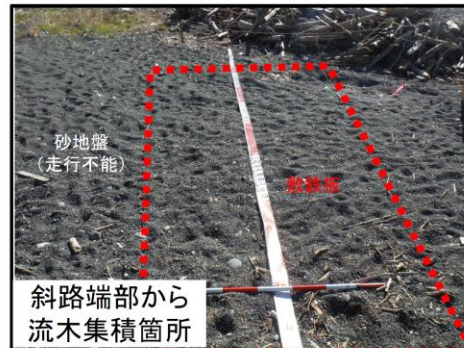
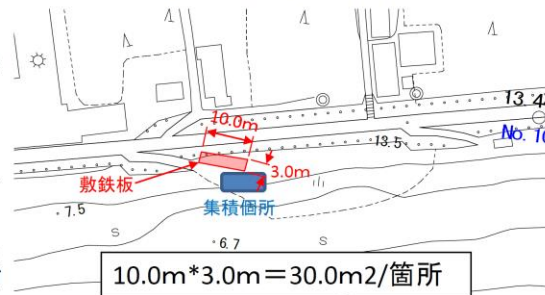
【敷鉄板設置 根拠】

No.0～No.13+200

流木の集積にあたり、堤防から10m以上の離隔を確保(集積流木への放火等による堤防影響を与えないため)するように堤防管理者(沼津河川国道事務所(国))から要望があった。

流木の集積箇所のうち、No.0～No.13+200の区間においては玉石や砂地盤であるため、堤防から海岸に侵入する運搬車が、流木積込するために集積箇所に接近するためには、敷鉄板による走行確保対策が必要なため、敷鉄板を16箇所で転用し対応する。

沼津海岸 敷鉄板 予定箇所



【敷鉄板設置 根拠】

No.14～終点

流木の集積箇所のうちNo.14～終点の区間においては、集積箇所周辺の地盤で車両通行不能な状況が無いため敷鉄板による対策は不要。



○別記様式－5に記載の現場の特殊な事情等により見込んだものについて積算根拠を示してください。

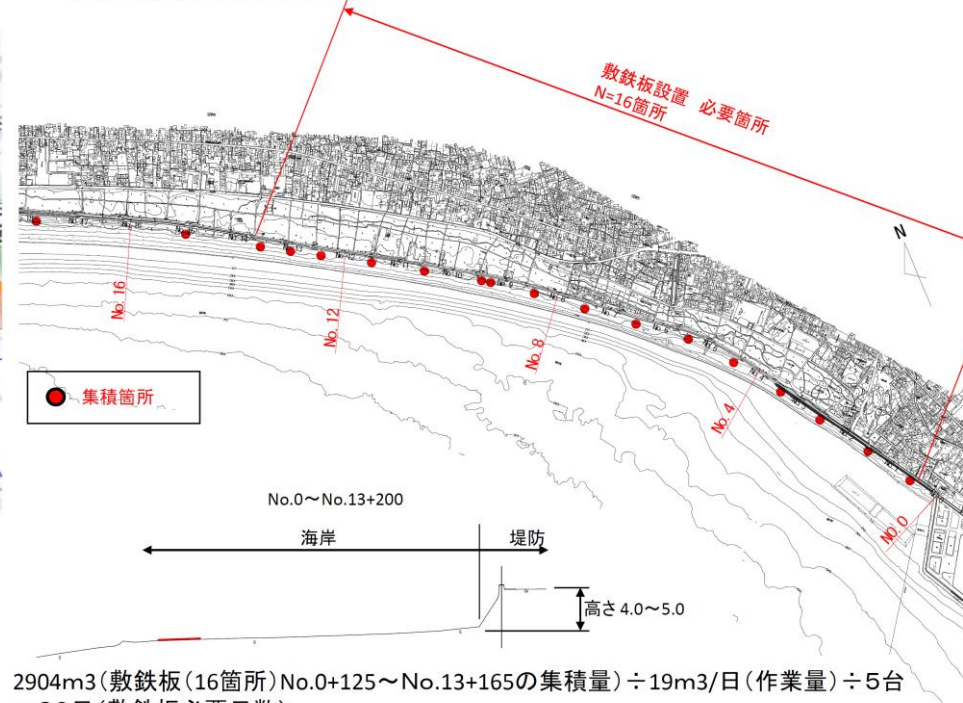
例) 敷鉄板を見込んだ場合(2/2)

【敷鉄板設置における運搬距離根拠】



仮設材の運搬については、現場から運搬基地(最寄りの市役所)までとしているため。

【敷鉄板設置箇所位置図】



○別記様式－3に記載の海岸毎に整理した表を作成すること(※例1参照)。
エ区分け等によりどうしても細分できない場合は、工事毎に分けて整理表を作成すること(※例2参照)。

(例1)

所管	海岸名	処分量 (m3)	事業費	直工計	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	消費税	工事費計
水国	滑川	146	3,918	2,079	157	784	608	290	3,918
	富山	1,716	33,440	25,240	586	2,850	2,287	2,477	33,440
	高岡	599	25,816	18,556	579	2,638	2,131	1,912	25,816
	氷見	716	27,586	16,897	923	4,342	3,381	2,043	27,586

(例2)

大規模流木災一覧表 単位：千円

所管	海岸名	処分量 (m3)	様式3	様式5 (設計金額)					
			事業費	直工計	共通仮設	現場管理	一般管理	消費税	工事費計
水国局	田野海岸	50	1,099	26,358	804	3,810	3,108	2,726	36,806
水国局	不動海岸	88	1,934						
水国局	川北海岸	1,099	24,149						
水国局	安芸海岸	438	9,624						
水国局	塩屋海岸	139	3,486	47,019	1,543	7,795	6,263	5,008	67,628
水国局	岸本海岸	285	7,147						
水国局	赤岡海岸	150	3,761						
水国局	吉川海岸	231	5,792						
水国局	十市前浜海岸	1,892	47,442	11,358	754	3,330	2,738	1,454	19,634
水国局	長浜海岸	559	7,800						
水国局	戸原海岸	383	5,345						
水国局	仁ノ海岸	465	6,489						
水国局	佐賀海岸	39	940	4,053	173	847	742	465	6,280
水国局	浮鞭海岸	263	5,340						
水国局計	14海岸	6,081	130,348	88,788	3,274	15,782	12,851	9,653	130,348